

裁 決 書

審査請求人

代 理 人

処 分 庁

平成25年10月2日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護申請却下決定処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

が、審査請求人に対して行なった平成25年8月29日に決定した生活保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

（以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第1項に基づき、平成25年月8日29日付で審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護申請却下の決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人は、これを不服として、平成25年10月2日付で沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の理由は、保護申請却下決定通知書によると「申請者は、右半身麻痺の身体障害があり母及び長男から支援を受け自宅で生活していたが、これまで受けていた扶養を拒否し自宅から転居の上、単身で生活を開始

したものである。申請者は、本来受けるべき扶養義務者からの扶養を拒否していることから、生活保護法第4条第2項の規定に該当しないため、申請を却下する。」としている。

これに対して代理人 [REDACTED] は、請求人の母親（以下「母親」という。）及び請求人の長男（以下「長男」という。）は請求人への支援は出来ない等と主張している。

本件審査請求については、処分庁が決定した本件処分に納得がいかず、処分の取消しを求めるものである。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

- (1) 請求人が、平成25年7月31日まで請求人、母親及び長男の3人世帯として生活していたこと。
- (2) 請求人が、平成25年8月1日から単身生活を開始し、同年同月8日に処分庁に対して生活保護の申請を行ったこと。
- (3) 処分庁の職員が請求人に対して前住所地からの転居理由を尋ねたところ、請求人はこれに対して「これ以上年金生活の母親に経済的負担をかけたくない」等と伝えたこと。
- (4) 請求人の資産状況は概ね次のようなものであること。

勤労収入 (H25.5~7) 平均額	・・・	27,666円
手持金	・・・	23,000円
預貯金	・・・	730円
- (5) 請求人が単身生活を開始した住居は、請求人の兄が所有している住居であり家賃の支払いを要さないこと及び請求人の医療費は重度心身障害者医療費助成制度により自己負担を要さないこと。
- (6) 処分庁は、請求人は母親及び長男と共に最低生活費を上回る生活を維持してきたにもかかわらず、母親と長男の扶養を拒否し生活保護を受給したいがために単身生活を開始しており、当該行為は法第4条第2項及び民法第877条第1項の趣旨に反する等として、本件処分に至っていること。

2 判断

(1) 法令等

ア 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、同条第2項では、「民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と保護の補足性について定めている。

イ 法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と基準及び程度の原則について定めている。

ウ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日・厚生省発社第123号 厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10では、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と定めている。

エ 法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と世帯単位の原則について定めている。

オ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日 社保第34号厚生省社会局保護課長通知）問（第1の5）では、生計を一にする世帯から離れて、他の土地に新たな生計の本拠を構えた場合には、これを転出として取り扱って差しつかえないとしている。

カ 次官通知第1では、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていな場合であったも、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」としている。

キ 生活保護による保護の実施要領について（昭和38年4月1日 社発第2

46号厚生省社会局長通知)第1-1では、居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合として、

- (1) 出かせぎをしている場合
 - (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
 - (3) 夫婦間又は親の未成熟の子に対する関係にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
 - (4) 行商又は勤務等の関係上、子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
 - (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所している場合
 - (6) 職業能力開発校等に入所している場合
 - (7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合
- と定めている。

(2) 本件処分について

法による保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされているところ(法令等工)、ここでいう世帯とは、生活保護法の解釈と運用(小山 進次郎著 全国社会福祉協議会刊)によると「収入及び支出、即ち、家計を一にする消費生活上の一単位。」と解されている。また、世帯の認定については、法令等オ、カ、キのような取扱いが定められている。

これを本件事案についてみると、請求人と母親及び長男との間には、請求人が単身生活を開始した以降において家計を一にするといった事情は認められず、また、法令等キの「居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合」のいずれにも該当していないことから、請求人は母親及び長男世帯とは別の世帯として取扱われるべきものとする。

生活保護の要否については、法令等イ、ウに記載のとおり、厚生労働大臣の定める基準に基づいて算出される最低生活費から、収入充当額との対比によって決定され、当庁が仮に算定した請求人に対する保護費は以下のとおりとなり、要保護状態にあったことが認められる。

	平成25年8月	備考
生活扶助 (a) (障害者加算)	85,880円 (22,730円)	●級地一●
住宅扶助 (b)	0円	
医療扶助 (c)	0円	
最低生活費合計 (A = a ~ c)	85,880円	
就労収入 (d)	19,896円	
手持金 (e)	23,000円	
預貯金 (f)	730円	
収入充当額 (B = d ~ f)	43,626円	
保護費支給額 (A - B)	▲42,254円	

請求人は単身世帯であるところ、最低生活費の算定については、生活扶助 (a) は85,880円 (障害者加算の在宅者基準額22,730円含む。)、住宅扶助 (b) は家賃の支払いを要さないことから0円、医療扶助 (c) は重度心身障害者医療費助成制度により0円となり、最低生活費の合計額 ((a) から (c) までの合計額) は85,880円となる。

収入充当額については、就労収入 (d) は勤労に伴う必要経費を控除した額19,896円、手持金 (e) 23,000円、預貯金 (f) 730円が認められ、収入充当額合計 ((d) から (f) までの合計額) は43,626円である。

このように請求人が要保護状態にあったにもかかわらず、生活保護を受給したいがために単身生活したことは法第4条第2項及び民法第877条第1項の趣旨に反する等として却下したこと (認定事実(6)) には、違法性が認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成25年12月24日

沖縄県知事

仲井眞 弘多